

避難情報の伝え方が変わります！

昨年の西日本豪雨の際には、気象庁や自治体からさまざまな防災気象情報・避難情報が発表されました。しかしそれらの情報は種類が多く複雑なため災害の危険性が十分に伝わりにくく、住民の速やかな避難行動に結びついていませんでした。このことを教訓とし、住民が危険性を直感的に理解できるようにするため、今出水期から5段階の「警戒レベル」を設定し、防災気象情報などとともに発表することとしました。警戒レベル1、2は気象庁が、警戒レベル3、4、5は各自治体から発表されます。この「警戒レベル」は災害の状況やそのとき取るべき行動の指標となります。高齢者など避難に時間を要する人は警戒レベル3、その他の人は警戒レベル4の段階で速やかに避難してください。



大雨から命を守るために

7月から10月にかけては、大雨により土砂災害や河川の氾濫といった自然災害が発生しやすい時期です。昨年7月の「西日本豪雨」では、猛烈な雨が長い時間にわたって降り続き、西日本の広い範囲に多くの被害をもたらしました。

大雨による災害から自分や家族の命を守るためには、事前の備えや情報収集、適切な避難行動を行うことが重要です。いつ発生するか分からない大雨災害に備えて、今一度とるべき行動を確認しましょう。

日頃からの準備

住んでいる地域の河川が氾濫した場合の浸水の深さや、土砂災害の危険区域などの情報は防災マップで事前に把握することができます。防災マップを活用し、避難場所までの安全な経路や非常持出品の確認をしておきましょう。そうすることで、いざというときに逃げ遅れることなくスムーズに避難することができます。

情報の入手

防災情報には気象庁などが発表する防災気象情報（注意報・警報など）と、本市が気象状況や地域状況などを総合的に判断して発令する避難情報（避難勧告・避難指示など）があります。本市が避難情報を発令する場合は、対象の地域に「防災行政無線」で放送するほか、本市公式ホームページなどでも情報を発信しています。その他、鳥取県が運営する「あんしんトリピーメール」などのプッシュ通知を活用して情報を収集しましょう。

■非常持出品チェックリスト	
品 物	チェック欄
非常食（乾パン、缶詰など）	
飲料水	
懐中電灯（ろうそく）、携帯ラジオ、予備電池	
ライター（マッチ）	
ナイフ、缶切り	
医薬品、持病薬	

防災マップは本市公式ホームページで確認できます。付属の「非常持出品チェックリスト」なども活用し、災害に備えましょう。

- 鳥取市が出す災害情報はどこで入手できる？**
- 防災行政無線
放送が聞き取れなかった場合は、以下の番号に電話していただくことで放送内容を確認できます。
 - 防災行政無線確認ダイヤル
0857-211-6100
※鳥取・国府・気高・鹿野・青谷地域で放送されたもの
 - 緊急速報メール（エリアメール）
被災の可能性がある地域にいる人の携帯電話に緊急情報を配信します。登録は不要ですが一部受信設定が必要な場合があります。
 - あんしんトリピーメール
メールアドレスを登録しておくことで、防災気象情報や避難情報のほか、道路情報や公共交通情報などが自動で配信されます。
 - 鳥取市公式ホームページ
 - CATV（NCN・いなびりょんぴょんネット）のL字放送
 - FM鳥取（82.5メガヘルツ）
災害時には緊急割り込み放送により災害情報をお伝えします。

取るべき行動

鳥取市が発令する避難情報

気象に関する情報等

警戒レベル 1	情報を収集し心構えを高めましょう。
警戒レベル 2	避難先やルート、持ち物などを確認しておきましょう。
警戒レベル 3	高齢者など避難に時間を要する人は避難してください。それ以外の人も避難の準備をしましょう。
警戒レベル 4	全ての人が速やかに避難してください。
警戒レベル 5	命を守るための最善の行動を取ってください。

早期注意情報

大雨・洪水注意報

避難準備・高齢者等避難開始

避難勧告

避難指示（緊急）

災害発生情報

- 早期注意情報
- 大雨・洪水注意報
- 大雨・洪水警報
- 氾濫警戒情報
- 土砂災害警戒情報
- 氾濫危険情報
- 大雨特別警報

避難行動

夜間や急激な降雨で避難経路の危険箇所が分かりにくい、浸水している、水の流れが速いなど、指定された避難場所までの避難がcaえって危険な場合があります。浸水による建物倒壊の危険がないと判断される場合には、自宅の2階以上や近くの高い場所への移動（垂直避難）も検討してください。

◆指定緊急避難場所の見直し

災害から命を守ることを最優先するため、一時的に避難して身の安全を確保するための「指定緊急避難場所」を、本市公式ホームページに掲載しています。この度、これまで洪水時の避難への適正を認めていなかった施設のうち、安全な構造かつ垂直避難のための十分な高さがある施設については洪水時の指定緊急避難場所とする見直しを行いました。自宅周辺の指定緊急避難場所をあらためて確認してください。

